

母性保護規制の対象となる有害物の見直しの方針(案)

前回の母性保護に関する専門家会合（平成17年）の結論

国連勧告に基づきわが国が進めている化学物質の危険有害性の分類作業（注1）の結果を踏まえ、母性保護規制の対象を検討することが必要。

（注1）厚生労働省（労働基準局）は、国連勧告による化学物質の危険有害性の分類基準（GHS）に基づき、職場で使用されている化学物質の分類作業を実施しており、平成18年から平成23年3月までの間に約2000種類物質の分類が行われた。

